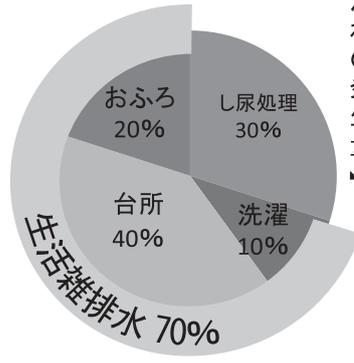


下水道（農集排）の接続、合併処理浄化槽への転換をお願いします

河川水質の汚れの原因は生活雑排水

川や海・湖が汚れる主な原因は、家庭から直接流れる生活雑排水です。単独浄化槽・生活雑排水槽では、約70%の生活雑排水が未処理のまま川に流れてしまします。

【汚れの発生量】



現在の町の水質は、単独浄化槽（生活雑排水）のみの処理では、約10杯分の魚が棲める水質（BOD 5mg/ℓ）にするために必要な水の量は約200杯分（60,000ℓ）です。

※魚が棲める水質（BOD 5mg/ℓ）にするために必要な水の量

汚れのもと	汚れの値 BOD(mg/ℓ)	魚が棲めるのに必要な水の量※
てんぷら油 (200ml)	1,500,000	約200杯分 (60,000ℓ)
味噌汁 (200ml)	35,000	約4.7杯分 (1,410ℓ)
米のとぎ汁 (200ml)	3,000	約0.4杯分 (120ℓ)
ラーメンの汁 (200ml)	25,000	約3.3杯分 (990ℓ)
牛乳 (200ml)	78,000	約10杯分 (3,000ℓ)

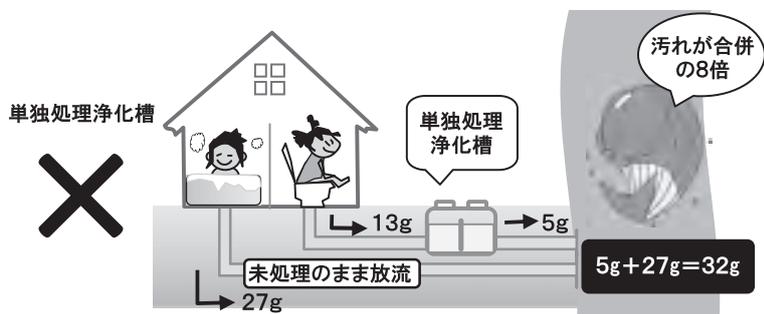
※お風呂=1杯300ℓと計算

【BODとは？】
BODとは、水中の有機物を微生物が分解するときに必要とする酸素の量を表します。単位はmg/ℓです。

【CODとは？】
CODとは、水中の有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素の量を表します。単位はmg/ℓです。

【DODとは？】
DODとは、水中の有機物を微生物が分解するときに必要とする酸素の量を表します。単位はmg/ℓです。

単独浄化槽の汚水量(g/人・日)



※数値は1人が1日に出す水質汚濁物質の量をBODで表したものです。

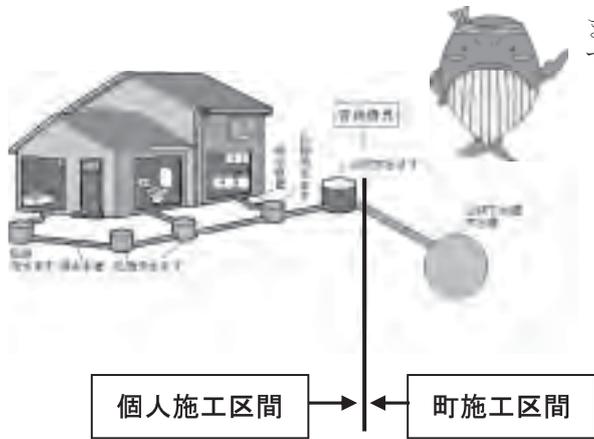
※くみ取り便槽は、単独浄化槽以外の27g分がそのまま放流されます。

下水道・農集排に接続するには

各家庭のし尿や生活雑排水を、下水道・農集排に流すために、公設汚水枘工事を行います。この工事に必要とする費用は、使用する方が負担することになります。

町では、この問題をいかに解決するかが、課題となっております。町民の皆さんには、公共下水道・農集排への浄化槽の早期接続と、併せて単独浄化槽の合併浄化槽への転換もお願いいたします。

・北裏排水路 1.6 mg/ℓ
 ・第一号都市下水路 0.6 mg/ℓ
 ・滝沢川 3.0 mg/ℓ
 ※平成二十二年度水質検査結果



排水設備工事の手順

また、排水設備の工事は、町指定の下水道工事店（建設業）に依頼してください。ご注意は、ご来ませぬので、詳しくは、上下水道班までご連絡をお願いします。

排水設備工事の依頼 まず、工事業者を決定し見積もりを依頼します。	申請書提出 業者に工事を依頼すると、町への届出等は、業者が代行してくれます。	書類審査・着工許可 町は書類を審査し、着工の許可を申請者へ通知します。	工事着工 業者は許可がおりてから工事に着手します。	工事完成 工事が終われば、建主が完成届に署名押印し、業者が町に提出します。	工事検査 完成届受理後、職員が申請書とおり施工されているかを完了検査します。
--	--	---	-------------------------------------	---	--

資源分別へご協力をお願いします!!

プラスチック製容器包装

このマークのついた容器は、中身を空にして、水ですすいだ後、ごみ収集カレンダーの【資源】若しくは【プラ】の収集日に透明な袋に入れて出して下さい。



発泡スチロール

カップ容器

シャンプー容器

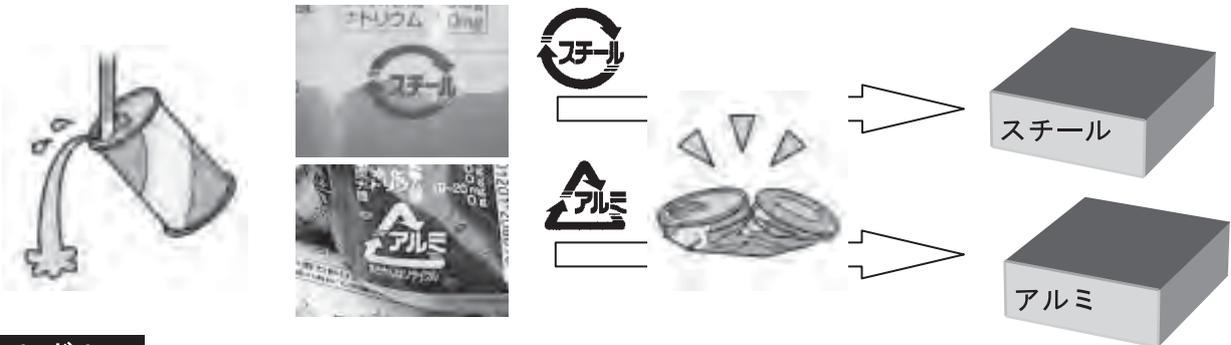
弁当容器

卵パック



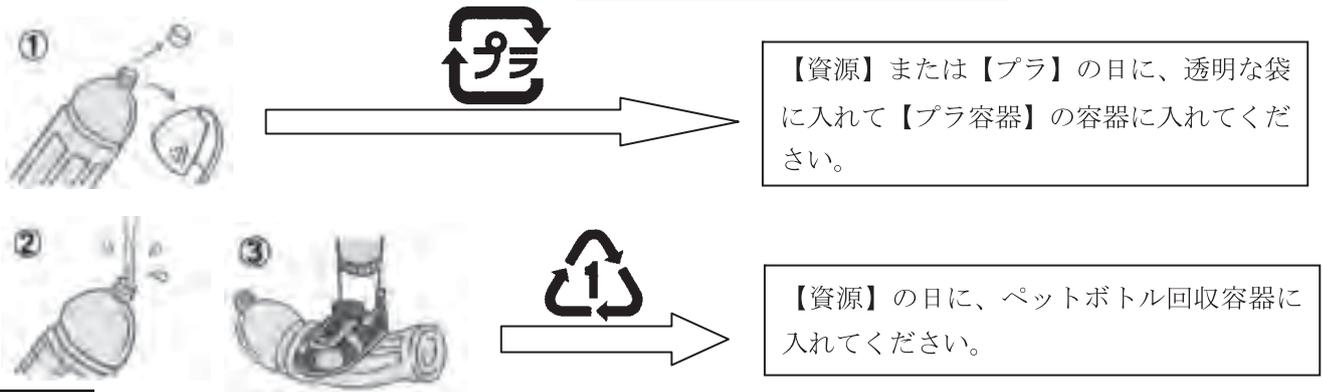
空き缶

空き缶は、缶の下側にあるマークをよく見て、[アルミ]と[スチール]に分別して、指定された容器に出して下さい。その際に、アルミ缶など手につぶれるものは必ずつぶして下さい。



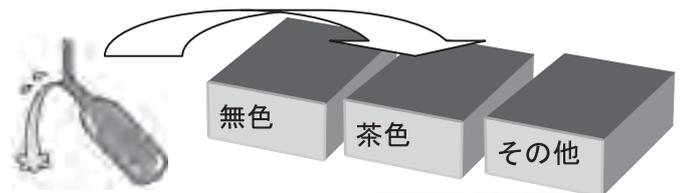
ペットボトル

ペットボトルは、キャップとラベルを外して、キャップとラベルは、【プラ製容器包装】へ。本体は、【ペットボトル】へときちんと分けて出してください。その際本体は、つぶして下さい。



空きびん

空きびんは、びんの色ごとに無色、茶色、その他の色の3つに分けて、指定されたコンテナへ入れてください。



てんぷら廃食油（植物性食用油のみ）

収集は、ごみ収集カレンダーにより毎月一回行います。ご家庭ではペットボトルなどに保管し、収集日に専用のポリタンクを設置しますので、必ず集積所でポリタンクにあけて出してください。

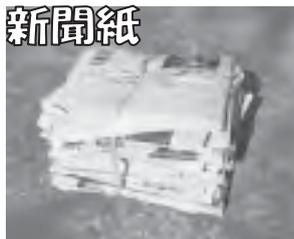


紙の分別について

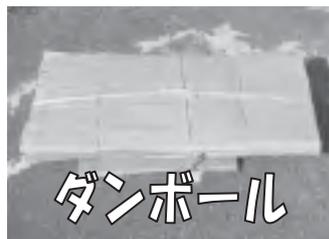
【新聞紙】・【雑誌・広告類】・【ダンボール】

それぞれ分別し、ひもで十文字にしぼって出してください。(粘着テープでは留めるのはやめてください。)

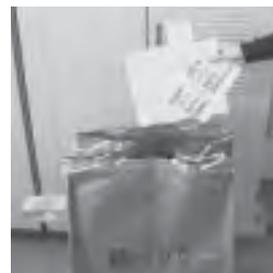
新聞紙



雑誌・広告類



【紙パック】



マークを確認

中をすすぐ

開く

乾かす

小売店の収集容器や集積所の専用容器へ

【雑がみ】

上記の【新聞紙】【雑誌・広告類】【ダンボール】【紙パック】以外の紙は、全て「雑がみ」です。ビニールや粘着テープなど、紙以外のものを取りのぞいてから出してください。

ティッシュペーパーの箱、包装紙、カレンダー、お菓子等の紙箱、紙袋、封筒など



紙袋や封筒にまとめて出す



または、

集積所の収集容器に入れる



これらの紙は、再生できません。資源物として出さないようにしてください。

- 汚れてしまった紙(例 汚れたおむつ・ティッシュ、クリームをついたケーキ箱等)
- 防水加工してあるもの(例 紙コップ、アイスの紙カップ、ヨーグルトの紙カップ等)
- 写真、写真印刷用のプリント用紙、感熱紙、カーボン紙(例 ファックス用紙、レシート等)
- ビニールが貼られたもの(例 ビニールコーティングされた紙袋や雑誌の表紙等)
- 油紙、水を含んだ紙、強いにおいがついた紙(例 洗剤、入浴剤、石けん等の入っていた箱)

どうしても、資源にできないごみは・・・

小さなものは、指定ごみ袋に入れて 大きなものは、ごみ処理シールを貼って

可燃ごみ専用袋 (黄色の袋)

不燃ごみ専用袋 (緑字の袋)

おむつ専用袋 (ピンクの袋)



集積所に出してください。

【問い合わせ先 戸籍環境班(9番窓口) TEL 84-1500】

農地の賃借料情報



この「賃借料情報」は、貸し手と借り手の契約の際の参考として提供するものです。あくまで参考であり、お互いの話し合いの中で賃借料を決めて下さい。

1. 田の部

(単位:円/10a当り)

区 分	賃借料	作物内訳
第1地域	26,000	水稻
第2地域	22,000	
第3地域	19,000	

※水利費は、耕作者が負担することを前提とします。

2. 畑の部

賃借料を定めない。



3. 農地区分の内訳

区 分	第1地域				第2地域	第3地域
水稻の収量 10a当り	600g				550g ~600g	550g
地 区 (大字単位)	旧坂下 牛 川 樋 島 五ノ併 大 沖 羽 林 白 狐 福 原 金 上	宮 古 海老細 新開津 東 原 開 津 青 木 青 津 沼 越 立 川	五 香 御池田 三 谷 中 泉 合 川 八日沢 見 明 塔 寺 新 館	気多宮 船 杉 大 上 (第2地域以外) 宇 内 (第2地域以外)	勝 大 津 尻 大 上 (県道西側で 栗村堰北側 の区域) 宇 内 (県道西側の 区域及び字 馬場・字北側 前の区域)	長 井 坂 本 高 寺 片 門 東 松

【問い合わせ先 農業委員会 TEL 84-1534】

平成24年度農作業標準賃金協定額

農業委員会は、町内各農業関係団体と協議の上、下記のとおり標準協定額を定めましたので、お知らせいたします。

▼消費税込みの料金となります。

作業種類	単位	標準協定額	備考
田 耕 起	10 a	※ 4,200 円	
畑 耕 起	10 a	4,620 円	
水田転作田耕起	10 a	※ 6,300 円	1回耕起の場合は4,200円
代かき(植代迄)	10 a	※ 6,300 円	
く ろ つ け	10m	525 円	
育 苗	1 箱	完成苗 630 円	
		発芽苗 420 円	
直播(点播・条播)	10 a	4,200 円	種もみ代(コーティング含む)は委託者もち
苗 運 搬	10 箱	525 円	
機 械 田 植	10 a	※ 5,250 円	側条施肥は1,050円増し
一 般 農 作 業	1 時間	800 円	不課税
機 械 防 除 散 布	10 a	※ 1,050 円	肥料单品につき(農薬資材は委託者持ち)
畦 畔 草 刈 り	1 時間	1,500 円	草の処分は委託者が行う。自走式とトラクターによる草刈りは両者協議とする。
コンバイン(刈取)	10 a	※ 17,850 円	倒伏田・特殊田は当事者協議のこと
籾 運 搬	10 a	2,100 円	
籾 乾 燥 調 製	製品(玄米) 1俵当り(60kg)	1,365 円	籾殻処理等を含む
麦	刈 取	10 a	10,500 円
	乾 燥 ・ 調 整	製品 1 kg 当り	21 円
	運 搬	10kg	105 円
そ ば 刈 取	10 a	6,300 円	乾燥・調製・運搬については麦に準ずる
大 豆 刈 取	10 a	10,500 円	
ヘイベラー(わら梱包)	1 個	263 円	ひも代とヘイメーカー代含む
ロールベラー	1 個	263 円	ひも代含む
精 米	30kg 当り	500 円	

○※印の作業において、10a以下の圃場については、10%増しとする。

○コンバインによる倒伏田の料金については、倒伏率分を増額するものとする。

(例：倒伏率10%=10%増し・倒伏率30%=30%増し・倒伏率100%=100%増し)

○圃場条件や労働能力に差異があつて、標準料金によりがたい場合は、当事者間でその都度、調整してください。

○調整水田の田植・刈取作業については、作付面積の料金とする。

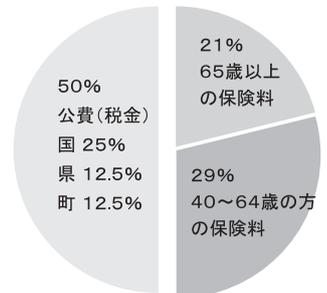
【問い合わせ先 農業委員会 TEL 84-1534】

65歳以上の方の介護保険料が変わりました

第5期会津坂下町介護保険事業計画策定により、平成24年度より介護保険料が改定されました。保険料は、介護保険事業計画の見直しにより3年に1度見直しされます。

▼介護保険の財源は

介護保険料は、介護が必要な方が利用される介護サービス費をまかなうための財源として使われます。介護サービス費用として支払われる「介護保険給付費」全体の21%が、65歳以上の方の保険料となっています。



▼保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、市町村の介護サービス費用がまかなわれるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

【基準額の決まり方】

$$\boxed{\text{会津坂下町に必要な介護サービス総費用}} \times \boxed{\text{65歳以上の方の負担分(21\%)}} \div \boxed{\text{会津坂下町に住む65歳以上の方の人数}} = \boxed{\text{基準額(年額) 56,400円}}$$

この基準額をもとに、世帯の所得によって6段階に分かれます。

<平成24年度～平成26年度までの会津坂下町の介護保険料>

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.5	28,200円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	28,200円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	42,300円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人	基準額×1.0	56,400円
第5段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	70,500円
第6段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上の人	基準額×1.5	84,600円

※老齢福祉年金とは？ 明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※合計所得金額とは？ 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

▼介護保険料納付にご理解とご協力を

高齢者の増加にともない、介護サービス費も年々増加している状況です。介護サービスを安定的に提供していくためには、保険料負担割合のバランスをとることが必要となります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先 保険年金班(⑤番窓口 介護高齢者) TEL 84-1513】

食品中の放射性物質の基準値が変わります



現在の規制値は、原発事故直後の状況に対応するために原子力安全委員会の「飲食物摂取制限に関する指標」に沿って暫定的に設定しておりました。

現在の規制値に適合していれば健康への影響はないと一般的に評価され安全は確保されておりますが、今後の長期的な状況に対応し、より一層、食品の安全を確保する観点から、現在の暫定規制値から新基準値に引き下げられることとなりました。

平成24年4月1日から適用される基準値は以下のとおりです。

▼基準値の見直しの内容 (単位:ベクレル/kg)

放射性セシウムの暫定規制値※1		⇒	放射性セシウムの新基準値※2	
食品群	規制値		食品群	基準値
飲料水	200		飲料水 (飲用茶を含む)	10
牛乳・乳製品			牛乳・乳児用食品 (粉ミルク、ベビーフードなど)	50
野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	500		一般食品(上記以外)	100

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウムを含めて基準値を設定

▼改正の要点

- 暫定規制値では、食品による許容被曝線量が5ミリシーベルト/年でしたが、新基準値では1ミリシーベルト/年に引き下げられることとなりました。
- 新基準値上限の放射性物質によって、仮に「飲料水」、「牛乳」、「乳児用食品」の汚染割合が100%、「一般食品」の汚染割合が50%であると仮定しても、各世代間において1ミリシーベルト/年以下になるよう基準値が設定されており、十分に安全性に配慮しています(現実的には、このような放射性物質の汚染は想定されません)。
- 「飲料水」については、すべての人が摂取し、代替えがきかず、摂取量が多いことから、基準値が低く設定されています。
- 乳幼児は、放射性物質に対して特別な配慮が必要であることから、「乳児用食品」の分類を新たに設け、また、子供が特に摂取量の多い「牛乳」の基準値が低く設定されています。
- 新基準値適用まで準備期間が必要な米、牛肉、大豆については、経過措置が認められています(米、牛肉は平成24年10月1日、大豆は平成25年1月1日より新基準が適用になります)。

【問い合わせ先 会津保健福祉事務所 衛生推進課食品衛生チーム TEL 29-5516】